

容器包装リサイクル法の概要

<背景>

- 容器包装廃棄物は、一般廃棄物の中で、容積比で約6割、重量比で4分の1を占めることから、リサイクルに向けた取組が特に必要とされた。
- 個別製品分野に関する初めてのリサイクル立法である。

<役割分担>

- 消費者（住民）：分別排出に協力。
- 市町村：分別収集の実施と指定法人への引渡し。
- 事業者：容器包装廃棄物の再商品化を実施。

*実際には容器包装の製造事業者や利用事業者が排出量に見合った費用を指定法人に支払い、再商品化を委託する。指定法人ではリサイクル事業者に委託し、リサイクルを実施してもらう。

